

茨城県教育委員会教育長 殿

住 所
氏名等

埋蔵文化財発掘の[届出・通知]について

周知の埋蔵文化財包蔵地遺跡において土木工事等のため発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）[第93条第1項・第94条第1項]及び第184条第1項並びに文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条[第1項第5号・第2項]の規定により、下記の事項について、関係書類を添えて、別記のとおり[届出・通知]します。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、名称、員数、現状及び時代
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 7 当該土木工事等の施工担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときには、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

別 記

法93条第1項・法94条第1項（○で囲むこと）

1 所在地			
2 面積			m ²
3 土地所有者	氏名		
	住所		
4 遺跡の種類	集落跡 貝塚 官衙跡 城館跡 社寺跡 墳墓 生産遺跡 祭祀遺跡 交通遺跡 包蔵地 その他の遺跡（ ）		
遺跡の名称	（遺跡番号 ）		
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他（ ）		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 近現代		
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校施設 集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他の建物（ ） 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光施設 ガス 水道 電気等農業基盤整備事業（農道等含む） その他の農業関連事業 土砂採取 その他の開発（ ）		
工事の概要			
6 工事主体者	住 所		
	氏名等		
7 施工責任者	住 所		
	氏名等		
8 着手予定時期	年 月 日	9 終了予定時期	年 月 日
10 参考事項			

指 導 事 項	現状保存 発掘調査 工事立会 慎重工事 その他（ ）
---------	-------------------------------

[注意事項] ①太線内は届出・通知者が記入。 ②指導事項欄は県教育委員会で記入。

③遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は該当項目を○で囲み、該当項目がない場合は（ ）に記入。